

新宿区トライアスロン連合 規約

第1章 総則

第1条 本連合は、新宿区トライアスロン連合と称す。

第2条 本連合の事務局を新宿区に置く。

第2章 目的及び事業

第3条 本連合は、水泳・自転車・ランニングの複合競技であるトライアスロンを通じて、新宿区民の社会体育振興に寄与することを目的とする。

第4条 本連合は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

1. 新宿区のスポーツ振興及び青少年の健全育成と中高年の体力向上に関する協力
2. 同一目的を有する他団体との交流
3. 講習会・記録会・練習会・研修会等の開催
4. 競技会の開催
5. 社団法人東京都トライアスロン連合（TMTU）への加盟
6. 新宿区体育協会に新宿区のトライアスロン競技団体としての加盟
7. その他、本連合の目的達成に必要な事業の実施

第3章 組織

第5条 本連合は、原則として新宿区内の在住、在勤、在学の者で、第3条の目的に賛同するトライアスロン愛好家をもって会員とし、組織を構成する。但し、本連合が会員として必要と認めた者についてはこの限りではない。

第4章 役員

第6条 本連合に次の役員を置き、役員は会員の中から選出する。会計も会員から選出する。

1. 会長 1名
2. 副会長 1名
3. 理事長 1名
4. 副理事長 1名
5. 理事 若干名
6. 監事 1名以上

第7条 役員の任務は次の通りとする。

1. 会長は、本連合を代表し会務を統括する。
2. 副会長は、会長を補佐し会長に事故があった時はその職務を代行する。
3. 理事長は、理事会を代表し会務を処理する。
4. 副理事長は、理事長を補佐し理事長に事故があった時はその職務を代行する。
5. 理事は、理事会の構成員として会務を分担執行にあたる。
6. 監事は、本連合の会計監査を行う。

第 8 条 役員の任期は 2 年とし、再任は妨げない。補充役員の任期は前任者の残任期間とする。

第 5 章 会議

第 9 条 本連合の総会は定時総会及び臨時総会とし、会長がこれを招集する。

定時総会は原則として毎年 4 月に開催し、臨時総会は随時必要に応じて開催する。

総会の成立は構成員の 2 分の 1 以上の出席を必要とし、議決は出席者の過半数を以て決する。

決議権の委任をした場合は出席とみなす。可否同数の時は、議長がこれを決する。

第 10 条 総会は、次に掲げる事項について議決する。

1. 役員の選任及び解任
2. 事業計画及び事業報告の承認
3. 予算及び決算の承認
4. 本規約の変更及び改廃

第 11 条 理事会は、役員をもって構成し、定期的および必要に応じて開催し会務を処理する。

理事会は、構成員の過半数の出席により成立し、その処理は出席者の過半数をもって決する。

但し、委任状、評決による参加も出席とみなす。会長がこれを招集する。

第 6 章 会計

第 12 条 本連合の経費は、会費、寄付金その他の収入を以てあてる。

第 13 条 本連合の会費は、次の通りとする。

入会金：無料 年会費：無料

第 14 条 本連合の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

第 15 条 本連合の決算は、年度終了後 1 ヶ月以内に監事の監査を経て総会の承認を求めるものとする。

第 7 章 入会及び脱会

第 16 条 本連合への入会及び脱会に際しては、理事会の承認を得るものとする。

第 8 章 附則

第 17 条 この規約に定めるもののほか、本連合の運営について必要な事項は理事会の議決を経て、会長がこれを別に定めることが出来る。

第 18 条 本規約は、2013 年 5 月 18 日から施行する。

制／改訂履歴 制定 2013 年 5 月 18 日

改訂 2014 年 6 月 28 日 第 13 条

2016 年 4 月 03 日 第 6 条、第 9 条、第 10 条、第 11 条